第二十九条第一項第一号中「第百四十二条の二第二項」を「第百四十二条の二第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同項第三号中「第二十一条第二項第一号イ（経済的な性質が利子に準ずるもの」を「第十九条第三項第一号イ（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額」に改める。

第二十九条の三中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に改め、同条第一号中「第六十九条第十項」を「第六十九条第九項」に改め、同条第二号中「第六十九条第十項第二号」を「第六十九条第九項第二号」に改め、「（当該分割法人等が連結子法人に該当する場合には、当該分割法人等及び当該分割法人等に係る連結親法人）」を削り、同条第四号及び第五号中「第六十九条第十項」を「第六十九条第九項」に改める。

第二十九条の四第一項中「第六十九条第十五項」を「第六十九条第二十三項」に改め、同項第一号中「この条及び次条」を「第三十条の二（税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等）まで」に改め、同項第二号中「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「法第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除」を「第十七項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）に改め、同項第三号中「第六十九条第十項に」を「第六十九条第九項に」に改め、「（同条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削り、「若しくは適格分割等（法第六十九条第十項第二号」を「又は法第六十九条第九項第二号」に改め、「をいう。以下この号において同じ。）」、「又は当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の連結事業年度若しくは適格分割等の日の属する連結事業年度前の連結事業年度（以下この号において「適格合併等前の連結事業年度」という。）」及び「又は当該適格合併等前の連結事業年度」を削り、「法第六十九条第一項」を「同条第一項」に、「第八十一条の十五第一項から第三項まで」を「第十七項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第四号中「（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第五号中「又は連結事業年度」、「又は第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び「又は第十一項」を削り、同項第六号中「（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第七号中「又は連結事業年度」、「又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」、「又は第六十八条の九十三の二第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）及び「又は第十一項」を削り、同条第二項中「第六十九条第十五項」を「第六十九条第二十三項」に改め、同項第二号中「道府県民税の控除限度額」及び「市町村民税の控除限度額」を「外国の法人税等の額の控除」に改め、同条第三項中「第六十九条第十五項」を「第六十九条第二十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

第三十条第一項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第二十四項」に改め、同項第一号中「この条」を「次条まで」に改め、同条第二項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第二十四項」に改め、同条第三項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第二十四項」に改め、同項第一号中「規定する控除限度額」の下に「（次条において「控除限度額」という。）」を加え、同項第二号中「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、同条第四項を削る。

第三十条の三中「第六十九条第十九項」を「第六十九条第二十八項」に改め、第二編第一章第二節中同条を第三十条の四とする。

第三十条の二中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第二十七項」に改め、同条を第三十条の三とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等）

第三十条の二　法第六十九条第二十五項（外国税額の控除）に規定する同条第十七項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第六十九条第十七項（同条第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類

二　法第六十九条第十七項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度（同項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の同項に規定する過去当初申告税額控除額、税額控除額（法第六十九条第十五項に規定する税額控除額をいう。第四号において同じ。）及びその計算に関する明細を記載した書類

三　前号の過去適用事業年度の第二十九条の四第一項各号（外国税額控除を受けるための書類等）及び前条第一項第二号に掲げる書類（これらの書類が法第六十九条第十七項に規定する対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度の申告書等（同条第二十三項に規定する申告書等をいう。第五号において同じ。）に添付されている場合における当該書類を除く。）

四　法第六十九条第十七項に規定する対象前各事業年度において第二号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同項又は同条第十八項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度の同条第十七項の規定により法人税の額から控除した金額の合計額及び同条第十八項の規定により法人税の額に加算した金額の合計額に関する明細を記載した書類

五　第二号の過去適用事業年度における法第六十九条第二項及び第三項の規定による控除をされるべき金額に係る繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度（以下この号並びに第三項第二号及び第三号において「繰越控除限度額等に係る各事業年度」という。）の控除限度額及び当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を記載した書類（これらの書類が同条第十七項に規定する対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度の申告書等に添付されている場合における当該書類を除く。）